



多 久

TAKU



●小城多久地区新人戦

勞而不怨

勞らうして怨うらみず

いやなことがあっても不服そうな顔をしない。

議会だより

平成26年9月定例会

第22号

7月臨時会

➤ 平成25年度 決算を承認

➤ 一般会計補正予算 1億4,583万4000円

➤ 放課後児童クラブ 平成27年4月から小学6年生まで

目次
contents

会期日程 ▶ P2

一般質問 ▶ P3

議案質疑 ▶ P7

委員会審査報告 ▶ P8

議決結果 ▶ P11

活動報告・編集後記 ▶ P12

9月定例会

1 会期

平成26年9月市議会定例会は9月1日～9月18日まで（会期18日間）開かれました。

今回は9人の議員が市政一般に対する質問をおこないました。

また市長から提出されました議案23件（条例等9件、予算決算14件）の議案について審議し、いずれも原案どおり可決されました。

主な議案

9月定例会

平成25年度多久市一般会計

歳入歳出決算

一般会計歳入歳出決算

歳入額

114億5268万619円

歳出額

111億3883万8117円

次年度繰越額

3億1434万2502円

- 平成25年度多久市水道事業会計決算
- 平成25年度多久市病院事業会計決算

2 主な議事日程

9月1日	開会 提案理由説明
2～3日	議案研究
4～5・8日	一般質問 議案質疑
9～12・16～17日	委員会審査
18日	討論・採決

一般会計歳入歳出予算総額

117億2932円

- 業務プロセス調査分析事業費
- がんばる地域交付金事業費
- 幼児の水痘及び高齢者肺炎菌の定期接種に係る予防接種経費
- 天山区共同環境組合への負担金
- 農地基本台帳整備費
- 未舗装農道の舗装、水路老朽化補修等の施設長寿命化に係る経費

第4回議会報告会の開催

議会基本条例に基づく「議会報告会」を下記のとおり開催します。

議員に思いを語ってみませんか

多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしております。

日時	場所
11月4日（火） 午後7時30分～午後9時	西多久公民館 多久公民館 納所会館
11月5日（水） 午後7時30分～午後9時	北多久公民館 南多久公民館 東多久公民館

6地区で開催しますのでいずれの会場でも自由に参加できます。

問い合わせ先
多久市議会事務局 ☎ 75-4828

★人事案件

- 江口吉則氏を多久市教育委員会委員長に同意致しました。
- 尾形邦彦氏、小野茂氏を人権擁護委員候補者の推薦に同意致しました。

- 農地・水・環境保全向上活動支援交付金費
- 小中一貫教育システム調査研究事業費
- 現年発生農地災害復旧費及び現年発生農業用施設災害復旧費
- 現年発生補助災害復旧費及び現年発生単独災害復旧費

7月臨時会

★市長および副市長の給料の特例に関する条例

★財産の取得について

陳情・要望等 7件

- 「手話言語法制定を求める意見書」の提出に関する請願書
- 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 農業・農協改革に関する意見書
- スポーツ施設の早期建設についての要望書
- 他2件

一般質問

9月4〜5・8日、9人の議員が一般質問に立ちました。掲載の一般質問は要点だけをまとめたものです。



飯守 康洋

第4次多久市総合計画、消防・防災体制の充実に関して

土砂災害防止法について

質問 法律の概要・経過・規制は。

答弁 国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進するものになっています。

経過は、平成11年6月29日に発生した広島県の土砂災害を契機として、土砂災害から人命を守るため、ソフト対策を充実

させていくことが重要として創設されました。

法律に基づく特別警戒区域の指定を受けた場合は、特定開発行為に関する許可が必要となるほか、建物に対する構造規制が適用されます。

質問 多久市における対処の経過・状況・結果は。

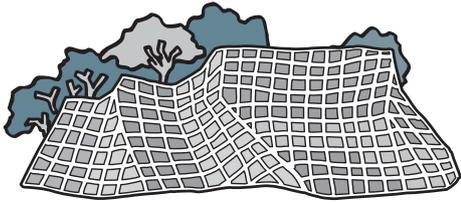
答弁 佐賀土木事務所により警戒区域の指定作業が随時進められ、平成21年8月に納所地区の指定が完了し、平成26年7月末までに南多久町、多久町の一部、西多久町の指

定作業が完了をしています。残りの箇所については平成27年度中に指定作業が完了する見込みです。

土砂災害警戒区域が289カ所、そのうち特別警戒区域が220カ所。内訳は、急傾斜に関する警戒区域が183カ所、特別警戒区域が146カ所となっており、土石流に関する警戒区域が106カ所、特別警戒区域が74カ所となっています。

質問 結果についての予防・把握・検討・発動は。

答弁 検討課題として、速やかな避難体制の構築が必要となります。警戒区域内にお住まいの方々には土砂災害の危険性を十分に認識していただくとともに、場合によっては早目の避難行動をとっていただくことが最も重要となつてくるので、避難訓練などを通して住民の皆さんの意識の向上に努めていきたい。



経過は、平成11年6月29日に発生した広島県の土砂災害を契機として、土砂災害から人命を守るため、ソフト対策を充実



國信 好永

老人介護問題について

質問 3年後には団塊の人達に大介護の時がきます。全ての人々がすぐに介護のお世話になるのではないが、平成26年6月時点での要介護・要支援者の認定者は、65〜69歳は2・15%だが、80〜84歳は21・45%。85〜89歳は42・89%。90歳以上は67・90%です。受け入れ態勢はどうか。市では「つながりネットワーク」があるというが、その内容はどうか。

答弁 平成37年には800万人が75歳となり医療や介護の需要が増加します。65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、認知症などの在宅要援護高齢者などのために市は在宅介護センターも設置しています。高齢者が住み慣れた我が家で安心して暮ら

せることを目指し、保健・医療・福祉が連結したネットワークを構築しています。

質問 市立の介護施設の状況はどうか。若者は大学進学と就職で都会へ出ています。その流出の9割は29歳以下が占めていると言われています。大部分の若者は働く会社が少ない多久市には帰って来ません。わが多久市を「介護の郷」にしてはどうか。「老後は多久市で快適な生活を送りましょう...」。施設を造れば、入所人口が増え、その施設で働く若人が増えま

なりまます。人口減少の歯止めになります。商店も潤います。

答弁 市立の介護施設はありません。多久市は佐賀中部広域連合の中にある、介護施設を造るには許可が必要です。市内の施設は十分に完備しています。入所待ちの方はありません。介護の郷の精神を活かしながら工夫をしていく必要があると受け止めています。

質問 広島の大災害を見て、わが多久市の防災対策は大丈夫か。防災無線が聞こえにくいと聞きま

すが対策は。防災無線での避難勧告を出すタイミングはどうか。
答弁 聞きづらいとの指摘については、ホームページ、防災メールや携帯電話による緊急通報メール配信を。10月からは多久ケーブルテレビで、文字情報で緊急情報の伝達の準備をしています。タイムイングは気象庁、国土交通省出先機関等からの情報を参考に、災害情報連絡室の判断で一斉放送をしています。





牛島 和廣

国民健康保険事業について

質問 国民健康保険事業の多久市の現状について。

答弁 多久市の国保状況は事業特別会計の実質単年度収支は平成25年度において1億2980万円の赤字となっており、平成24年度も約1億円の赤字で赤字額が年々増加しており、基金残金も3432万円となっており、この状況で進めば公費負担が50〜60%の状況で、保険金収納ではとてもまかないきれない状況で、繰入れる基金も底をついている状況で、他市同様繰上げ充用で当座をしのごほかに手がないう状況です。

質問 保険事業の行き詰まりについての対策は。

答弁 公費負担についても保険料の値上げは現状

では困難であります。他市も同様な状況であるので、県と連携をし医療費の共同負担を含む国保法の改正を行い、広域化に向けた環境整備をすすめる方針です。

高齢者対策について

質問 施設介護と在宅介護について。

答弁 高齢者の住みなれた地域と環境が安心感をもたらすと同時に、資金的にも負担が重く感じられているのがこれからの課題です。

質問 老々介護の増加と現状は。



答弁 年々増加傾向にあります。介護疲れが大きな社会問題になっていることでもあり、地域の方々と民生委員さんと協力して行政の相談窓口を広く持つて相談に応じたいと思います。

質問 認知症の増加と現状対策について。

答弁 家族の苦勞も計り知れない状況も認識しており、佐賀市や小城市でも取り組んでいるGPSの運用も考えています。相談窓口を広くして対話を進めます。



野北 悟

市内運動施設の状況と維持管理について

質問 目的に沿った形の維持管理などが十分にできているのか。

答弁 多目的にそのグラウンドを利用されており、一定以上のレベルの維持ができているかと申しますと、見方によってはできていない部分も



北多久運動広場

あるかとは思いますが。

質問 生涯スポーツという意味で十分な環境で施設を利用していただきたい。

答弁 本格的なレーキマットを借用して、一度全体を整地するということも必要なのかと思えます。

質問 長寿命化を考えると長期の維持管理計画が必要になるか。

答弁 総合運動場内、中央公園内にあります野球場とかテニス場、あるいはアーチェリー場等の都市計画公園内にある分については、先ほど議員が言われた長寿命化計画、これは都市計画課が策定しておりますが、その中で年次で整備をするというふうな計画はございません。それ以外のものにつきましては、その前にお答えしましたように、今のところ具体的な計画がございません。

学校跡施設の今後の計画

質問 今後の計画について。

答弁 地元で有効利用したいとの要望があれば最優先に考慮し、なければ公募を行います。

質問 市がいろんな施設をつくる中で、いろんな建物をつくる時に、維持管理のコストというのを建設段階から考えてつくられていないのではなにかと思えますが。

答弁 将来を見据えての観点でどうかということろをしっかりと見ていくとが必要だろうと思えます。小まめに連携しながら、よりよい形で詰めていく努力はしていきたいというふうな思っています。





平間 智治

ピロリ菌感染検査導入で胃がん撲滅を

質問 ピロリ菌に感染すると数週間から数カ月後に100%、慢性胃炎になり、WHO（世界保健機関）は、ヘリコバクターピロリ菌感染胃炎と命名した。そして、日本ヘリコバクター学会は、全てのヘリコバクターピロリ菌感染症は除菌すべきと記載をし、ピロリ菌の除菌を慢性胃炎の段階まで適用拡大する薬事承認し、保険適用まで認められました。

答弁 胃がん撲滅のため、ピロリ菌除菌の啓発と感染検査導入をどのように取り組みますか。

市のがん検診や健康相談、人間ドックのチラシなどへの情報の掲載などを行い、市民の皆さんへ情報提供などの啓発

に努め、厚生労働省からの報告、医師会や検診実施機関との情報交換なども行いながら、感染検査の実施についても情報収集に努め、動向を把握していきたいと考えております。

質問 嬉野市では、平成24年度から30歳限定で尿素呼気検査導入。予算15万5000円で、受診者は31名、6名が陽性。平成25年度は、30歳から49歳まで対象年齢を広げ、48名受診され、16名の方が陽性、予算24万円。平成26年度は、更に、18歳から39歳（集団検診の個人負担料金1000円のまま）の血液抗体検査（予算19万4400円）も導入しました。

佐賀大学医学部長さんからは、20代から30代の検査導入が有効ではないかというお話も聞いておりますので、ぜひ検討は進めていきたいと思っております。

答弁 導入する場合は、血液抗体検査が一番簡便で明確にわかるといふように認識していただきます、それも含めて検討しているところです。

医療費増大をとめるため、早期発見につな



【その他の質問】

※学校給食における食物アレルギー対策について。



古賀 公彦

県道多久・若木線多久町箇所について

質問 現在の交通量の状況は。

答弁 平成22年に、平日12時間の交通量調査では、西多久町平山にて、小型車3429台、大型車888台、計4317台。桐岡公民館前では、小型車5297台、大型車696台、計5993台。旧南部小学校前での調査結果が、小型車9198台、大型車1931台、計1万1129台で大型車の混入率17・4%です。

質問 歩道の安全性について何らかの対応ができないのか。

答弁 土木事務所と協議をしながら歩行者の安全対策に努めていきます。

質問 西溪校の通学道路は。

答弁 原則右側通行を指導、西町・東町の区間については、右側・左側どちらでも構いません。

答弁 朝夕の時間帯に渋滞を避けるため、県道から市道に迂回される車があり、西町・浦町にある市道は生活道路でもあり、朝夕の時間帯に通行規制を設定することは可能と思われませんが、地元住民の皆さんとの合意形成が必要かと考えます。

質問 県道に沿線する市場所と考えます。

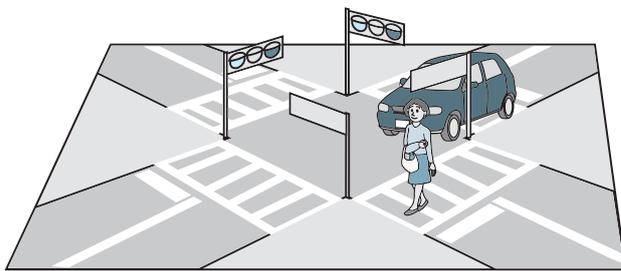
質問 県道に沿線する市場の問題点は。

質問 環境基本計画について
多久市の目指すべき環境像は。

答弁 人が育み、人が育てるみどりと笑顔と活気あふれる文教のまち多久です。

質問 実現するためのそれぞれの役割は。

答弁 市民は積極的な環境保全協力や市民団体の地域活動の取組み企画、推進など環境保全のための行動、事業所では公害の未然防止、自然環境の保全と協力。行政は、環境保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進する活動です。





田淵 厚

**全国で空き家が増え
問題が起こっている
が、多久市の空き家
対策は**

質問 空き家は所有者関係が複雑とか、遠方にいるとか、放棄している等の現状もあるが、多久市の空き家の現状はどうなっているのか。

答弁 現在、多久市の空き家が確認されたのは636件あり、多久市全体の7・9%になっており、倒壊の恐れがある物が56件、この内周辺へ影響を及ぼす恐れがある物が8件、建築材飛散の恐れがある物が146件、敷地内管理不全が63件、適正に管理されている物が267件、その他店舗や倉庫など81件となっています。

質問 条例による助言、指導、勧告、改善命令な



どの事例はあるのか。

答弁 助言指導を行ったものが22件、勧告・改善命令を行ったケースはありません。

質問 空き家バンクの状況はどうなっているのか。

答弁 これまで、土地で18件、家屋で27件、合わせて45件の登録があり、このうち土地3件、家屋10件合わせて13件について売買が成約されています。

質問 老朽化危険空き家の撤去で、解体にあたり国、県、市の助成金はないのか。更地等解体後の減免は考えられないのか。秋田銀行は県内の市

町と提携し年利2%で解体ローンを、新潟県見附市、富山市では解体後減免を2年間行っている。

また、所有者負担で強制撤去等の事例も見られるが、多久市も何か対策は考えているのか。

答弁 解体するには費用が掛かりますが、県や市に助成はありません。個人の財産は、管理についても本人が負うものなので制度化されています。減免は税の公平性としてどうかと思いますし、建物が解体されると税が元に戻ったこととなります。

質問 空き家対策には国は、空き家等対策の推進に関する特別措置法案を提出する予定です。これは自治体に撤去を促す権限と固定資産税情報をもとに所有者確認、強制撤去などが検討されている。

答弁 国で一定の方針基準が定められるなら、市町村は作業は進めやすくなります。



中島 慶子

**「安全・安心」のまち
づくりの推進**

**広島土砂災害を教訓
に市の風水害対策に
ついて**

質問 土砂災害危険箇所と住民への周知方は。

答弁 土砂流危険渓流112カ所、急傾斜地崩壊71カ所、地すべり38カ所で市全体221の危険箇所が県指定されています。全世帯配布のハザードマップに掲載。区域には、県説明会開催し周知方に努められています。

質問 土砂災害法に基づく警戒区域・特別警戒区域の現状は。

答弁 警戒区域289カ所、その内220カ所が特別警戒区域の状況。残地区を県で調査作業中であり27年度完了の見込みです。

質問 迅速な情報伝達・配信・聞き逃し防止に進化した機器導入の自治体があるか。

答弁 防災行政無線を中心に各エリアメール配信や10月からケーブルテレビ画面に、L字放送で緊急情報配信の準備中。進化機器は効果的と認識していますが、新情報手段に関しより検討を図ります。

質問 住民避難を主とした防災訓練が重要。更には高齢化が進むなか避難行動要支援者の支援体制が一番心配される所です。

答弁 訓練に勝るものはありません。重要性を認識し、西多久町で土砂災害想定訓練を計画。未実施の町中。未実施の町も順次計画していきます。また、自治体として要支援者名簿作成の義務があり関係機関で情報共有し支援体制を組んでいきます。

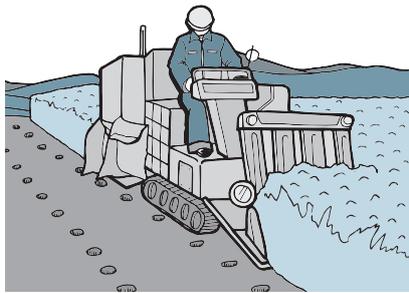


質問 地域の防災力向上につながる自主防災組織の訓練体制に行政の指導関わりが公助として必要なのは。

答弁 組織率100%であり重要な課題です。自主性を尊重しサポートしていきます。

質問 全調査終了の27年度以降の改訂時には、現在の市全域のハザードマップを避難時、手元で役立つ町版のコンパクト版ハザードマップに改訂を提言します。

答弁 行動を起こす指針になるハザードマップとして十分網羅し内容を検討していきます。



野口 義光

農業問題について

質問 農業規制改革についての市長の見解は。

答弁 農地中間管理機構は、農地を集約、集積し大規模な生産性の高い農業に向けた取り組みですが、市内で、1回目の希望者は貸付・借り受とも受付はありませんでした。今後も制度周知に努めます。

農業委員会、農協、農地を所有できる法人については、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備するための一体的な改革を実施し成長産業を目指すとしてきております。本市の基幹産業である農業は地域集落の基盤を支える重要な役割を担っており、改革の実施に当たっては、農家、地域集落に十分配慮されるべきと考えています。

質問 山間部での被害が深刻化する中、有害鳥獣の対策は進んでいるのか。

答弁 地域に有害鳥獣を寄せつけない環境づくりのため、地域が行う被害防止対策も不可欠であります。今後も地域での研修会などを開催し、その推進、啓発を行ってまいります。

質問 中山間地の農地整備を、市が単独でも支援対策ができないか。

答弁 国や県の補助事業を活用し、事業推進するとともに、要件に該当しない場合もあるため、地域の実情や要望に応じた

対応策も研究していく必要があると思っております。

防災について

質問 防災マップに記載されている危険地域の改善は進んでいるのか。

答弁 危険箇所改修は、年間2カ所ほど実施しており、3つの災害である土石流、急傾斜、地すべり等、総称して33%ほどの改修率となっております。

質問 災害後の被災対策は。

答弁 生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給する制度があります。被害の程度、住宅の再建方法に合わせて支給されます。被害内容によっては多

久市災害弔慰金の支給制度、多久市災害罹災者見舞金支給制度や佐賀県災害見舞金制度により、被災者の救済、あるいはお見舞いとして支援を行います。

議案甲第23号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

質問者 平間 智治

質問 特定教育、保健施設の施設運営基準が今までと新しい条例では、どのように変わるか。

答弁 児童福祉法と学校教育法にて定められている基準を一本化するもので、3点だけ変わります。新制度では、①利用定員に関する基準で、その数を20人以上とすること。②受給資格の確認において、支給認定の有無、子どもの区分、有効期間を確かめること。③利用定員の遵守において、利用定員は、認可定員以下で定めることとなります。ただし、多久市においては、



現在の認可定員イコール利用定員と設定するように考えております。

議案甲第25号 多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

質問者 平間 智治

質問 今までの多久市放課後児童健全育成事業実施要綱の基準から、新しい条例ではどう変わりましたか。

答弁 市町村、社会福祉法人や、それに準ずる者が設置、運営できるというものでしたが、今回の改正により、届け出をすれば企業や個人でも、本事業を行うことができるように拡大されます。また、小学6年生までを受け入れるようになりました。

議案甲第27号 市長及び副市長の給料の特例に関する条例

質問者 飯守 康洋

質問 7月30日の臨時会で採決の結果、賛成4、反対10で否決をされた。臨時会で否決されたのに再度提案された理由は。また、臨時会から増額された根拠と理由は。

答弁 臨時会での否決を重く受けとめ、市民の皆様、関係者並びに法務局

をはじめ関係機関に対し、地積調査事業への信頼を大きく損なわせたこと、また、多大なご迷惑をおかけしたことに対して、管理監督者としての責任を痛感し、より厳しい内容として再度提案を行っているところです。

▲議案甲第28号
多久市教育委員会委員の任命について

質問者 野北 悟

質問 組織の硬直化を避けるため、連続した任期や年齢について定めを作るよう提案し、検討するとの答弁もあっているが。

答弁 平成23年に経営会議にて75歳をめぐりと定めた。現在78歳ですが経験を考慮しました。
(経営会議は議事録を取っておらず文書での確認はできませんでした。)

▲議案乙第27号

平成25年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

質問者 古賀 公彦

質問 歳入(款)国庫支出金(項)国庫負担金(目)民生費国庫負担金、児童手当負担金2億2454万6666円の詳細を。

答弁 0歳〜中学校就学前までの児童で、延べ児童数2万8372人、支給

額が3億2328万円、交付申請で2億2454万6666円の収入です。

質問 歳出(款)土木費(項)土木管理費(目)道路維持費、道路清掃除草委託料544万50円、前年度より減少した理由は。

答弁 道路維持費は、道路清掃除草委託料・樹木管理委託料・樹木伐採業務委託料で分割発注、総額では、前年度より32万円増額ですが、道路の路肩や民地等から道路上に樹木の枝や竹が伸び、多くの要望により平成25年度は、樹木伐採委託契約を行い、結果、清掃除草委託料が減額になりました。

討 論

議案甲第28号 多久市教育委員会委員の任命について

野北 悟

反対

教育委員会等の委員については恒久的に活発な活動が出来る組織を維持する為に、連続した期数や年齢等に一定のルールを定めて組織の新陳代謝を図るべきだと訴えてきたが、具体的な方策は示されないままである。また、小中一貫教育も2年目となり新たな視点から評価し推進すべきだと考え、この人事に反対をします。

委員会審査報告

総務文教委員会

議案甲第25号：多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年度に始まります。新制度では幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進することになります。

放課後児童健全育成事業については、認可基準、運営に関する基準及び設備に関する基準等を満たすことが求められており、市町村はこれらの基準等を条例で定める必要があるため、制定された条例案であります。

主な内容は、対象を小学校3年生までの児童から6年生までに拡大するも



ので、それに係る支援員の知識及び技能向上のため、研修の充実を求める等の意見があり、本案を原案どおり承認することに決定しました。

議案甲第26号：多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

この議案につきましては、本議会で提案された各種委員会の設置に伴い、新たに設置する委員の項目を加える条例改正案であり、本案を原案どおり承認することに決定しました。

議案甲第27号：市長及び副市長の給料の特例に関する条例

この条例は、地籍調査事業の調査誤りに関し、管理責任を重く認識され、市長は給料月額100分の30を、副市長は100分の20を、一月減額するという市長と副市長の給料の特例を定める条例案であり、本案を原案どおり承認することに決定しました。

産業厚生委員会

議案甲第20号：多久市地域福祉計画策定委員会条例

議案甲第21号：多久市高齢者福祉計画策定委員会条例

議案甲第22号：多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例

本議案は、多久市地域福祉計画(平成28年度)、多久市高齢者福祉計画(平成26年度)、多久市障害者基本計画(平成27年度)及び障害福祉計画(平成26

年度)の策定ならびに変更にあたり、必要な事項について調査審議するため、多久市地域福祉計画策定委員会、多久市高齢者福祉計画策定委員会、多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会を設置するものです。

福祉行政に係る計画につきまして、総合的、計画的な推進を図り、広く住民の意見を反映させるため、住民団体関係者や学識経験者、関係団体・関係機関など、各分野から委員を委嘱して委員会を設置し、計画に関する基本方針、計画に盛り込むべき事項について協議が行われます。

議案甲第23号：多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案甲第24号：多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新制度が、平成27年度に始まります。

本議案は、新制度において、教育・保育施設である保育所、認定こども園等の施設及び家庭的保育事業等について、認可基準、運営に関する基準及び設備に関する基準等を、市町村が国の基準を踏まえて条例で定めることと規定されたことに伴い、本条例を制定するものです。

審査の過程では、参酌すべき基準を

用いた部分について質疑があり、当市では議案甲第23号「多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第3条第5項、及び議案甲第24号「多久市家庭的保育事業等の運営に関する基準を定める条例」第5条第5項で、当該施設の事業者について、「多久市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等に該当してはならない」という規定を加えているほかは国の基準どおりであるとの答弁でした。

以上、5議案を慎重に審査した結果、原案どおり承認することに決定しました。



予算特別委員会

議案乙第37号：平成26年度多久市一般会計補正予算(第2号)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億4583万4000円で、平成26

年度の歳入歳出予算の総額は117億2932万円となります。

歳入では、地方特例交付金、普通交付金の確定に伴う増額及び事業実施に伴う国県支出金・分担金等、特定財源のほか、前年度の決算剰余金である繰越金です。市債については、災害復旧債、臨時財政対策債の増額であります。

歳出の主なものは、総務費では、業務の効率化・市民サービスの向上を図るための業務プロセス調査分析委託、地域の経済対策のためのがんばる地域交付金事業、また、補助金精算による返還金等を計上されています。

衛生費では、幼児の水痘及び高齢者肺炎球菌の定期接種に係る予防接種経費、10月から一部事務組合として設立する天山区共同環境組合への負担金を計上されています。

農林業費では、農地基本台帳整備経費、未舗装農道の舗装や水路老朽化補修等の施設長寿命化を実施する、5地区の活動組織に対する農地・水・環境保全向上活動支援交付金を計上されています。

教育費では、国として今後、法整備を整え取り組む予定の小中一貫教育の参考モデル調査に多久市も位置づけられ、文部科学省が全国6カ所で行うカリキュラムや授業のあり方、教育委員会や地域との連携などの小中一貫教育システム調査研究事業費を計上されています。

災害復旧費では、農林業施設災害復

旧費として現年発生農地災害復旧費及び現年発生農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業として現年発生補助災害復旧費及び現年発生単独災害復旧費を計上されています。

債務負担行為として、学校における外国語指導業務委託料において、契約手続き等を平成26年度中に開始するもので、平成27年4月から平成30年3月までの3年契約を予定されています。

なお、審査の過程で、がんばる地域交付金について、地域活性化のために、地元業者への工事発注に努めるようにとの要望がありました。

議案乙第38号：平成26年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

審査の過程で、国民健康保険事業の財政運営については、平成29年度中を目途に、都道府県単位で一本化する予定との説明がありました。

議案乙第39号：平成26年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案乙第40号：平成26年度多久市病院事業会計補正予算(第1号)

病院事業についての今回の補正は、佐賀県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業に係る県補助金で医療用防護具240着分を購入するものです。

以上、4議案について慎重に審査した結果、原案どおり承認することに決定いたしました。

決算特別委員会

9月8日の本会議において本委員会が付託を受けました、議案乙第27号から議案乙第36号までの10議案についての審査結果を次のとおり報告いたします。

なお、審査につきましては、地方自治法第233条第3項、第5項及び地方公営企業法第30条第4項、第6項の規定に基づく監査委員の審査意見書、主要施策資料を参考に、また、工事箇所についても抽出して現地踏査を行い審査いたしました。

議案乙第27号：平成25年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

収入済額 114億5268万619円
支出済額 111億3833万8117円

であり、歳入歳出差引額3億1434万2502円は翌年度へ繰越されております。

予算の執行にあたっては、予算編成の目的に沿って執行されていることを認め、本案を原案どおり認定することとに決定いたしました。

なお審査の過程でインフラ整備計画の長寿命化に係る費用について予算確保を行い、対策が必要との意見が出されました。これからも、限られた財源の中で重点施策等へ配分いただき効率的な行財政運営に努めるよう強く求めます。



改修後の申川内橋

議案乙第28号：平成25年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

議案乙第29号：平成25年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案乙第30号：平成25年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案乙第31号：平成25年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案乙第32号：平成25年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

議案乙第33号：平成25年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案乙第34号：平成25年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、特別会計7議案についても原案どおり認定することに決定いたしました。

議案乙第35号：平成25年度多久市水道事業会計決算の認定について

まず、収益的収支では消費税抜きで、事業収益 5億528万7231円、事業費用 4億9994万2839円であり、税抜き後の純利益は534万4392円となっております。

次に、資本的収支では消費税込みで収入 2億2549万4276円、支出 3億5826万6277円となっており、

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億3277万2001円は当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されており、本案を原案どおり認定することに決定いたしました。

審査の過程で、地下水を利用されている事業所等へ本年度より水道料金単価が平均9・89%値下げされているなどの営業活動を行っているか。また年間配水量に対する年間給水量の有収率の差について質問があり、主な理由が

配水管の老朽化に伴う漏水が多いと考えられる。石綿管の更新事業は残り7km程度となっているとの説明を受けました。

議案乙第36号：平成25年度多久市病院事業会計決算の認定について

まず、収益的収支では消費税抜きで事業収益 15億2233万5302円、事業費用 14億7572万1812円で、税抜き後の純利益は4661万3490円となっております。

次に、資本的収支では消費税込みで、収入 535万2000円、支出 862万7850円となっており、

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額である、327万5850円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しており、本案を原案どおり認定することに決定いたしました。

当年度は、外来、入院患者の減少はあったものの多久市立病院改革プランによる経営改善や医療体制の整備、常勤医師をはじめ医療スタッフの人材確保に鋭意努力されるなど、前年度に引き続き黒字決算となっております。これからも、地域医療の中核機関として、信頼される病院づくりのため、健全な財政運営に努めるように求めます。

議案番号	議案名	議決結果 賛否表																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
		牛島和廣	角田一彦	野北梧	田淵厚	國信好永	田中英行	古賀公彦	飯守康洋	野口義光	中島國孝	永井孝徳	興梠多津子	平間智治	中島慶子	香月正則	山本茂雄	
7 月 臨 時 会																		
議案甲第18号	市長および副市長の給料の特例に関する条例	●	○	●	●	●	○	●	○	●	○	●	●	●	●	●	-	原案否決
議案甲第19号	財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
9 月 定 例 会																		
議案甲第20号	多久市地域福祉計画策定委員会条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第21号	多久市高齢者福祉計画策定委員会条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第22号	多久市障害者基本計画および障害福祉計画策定委員会条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第23号	多久市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第24号	多久市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第25号	多久市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第26号	多久市各種委員等の報酬および費用弁償支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第27号	市長および副市長の給料の特例に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案甲第28号	多久市教育委員会委員の任命について（江口 吉則）	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案同意
議案乙第27号	平成25年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第28号	平成25年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第29号	平成25年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第30号	平成25年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第31号	平成25年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第32号	平成25年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第33号	平成25年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第34号	平成25年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第35号	平成25年度多久市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第36号	平成25年度多久市病院事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案認定
議案乙第37号	平成26年度多久市一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案乙第38号	平成26年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案乙第39号	平成26年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
議案乙第40号	平成26年度多久市病院事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について（尾形 邦彦）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	異議なし
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について（小野 茂）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	異議なし
意見書第2号	「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
意見書第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	-	原案可決
意見書第4号	森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
意見書第5号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
意見書第6号	農業・農政改革に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決

○は賛成 ●は反対 欠は欠席

議会活動報告



総務文教委員会視察 (10/1~3・福井・石川県)



産業厚生委員会視察 (9/29~10/1・宮城県)



佐賀県市議会議長議員研修 (8/1・唐津シーサイドホテル)



市町村行政講演会 (10/7・佐賀市文化会館)

議長交際費 (H26年7~9月)

(単位:円)

種別	区分	件数	金額
弔慰	当回分	2	6,000
	累計	2	6,000
見舞い	当回分	0	0
	累計	0	0
御祝	当回分	3	21,800
	累計	5	30,470
賛助	当回分	0	0
	累計	0	0
激励金	当回分	0	0
	累計	0	0
接遇	当回分	0	0
	累計	0	0
会費	当回分	1	2,000
	累計	4	26,000
その他	当回分	0	0
	累計	1	3,670
計	当回分	6	29,800
	累計	12	66,140

(累計はH26年4月~H26年9月)



議会のほなし

年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にあるものに対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれる)を出すことは禁止されています。

編集後記

初当選以来、7年半、定例議会後に、毎回、個人の議員通信を発行していますので、26年度から広報委員会の委員になり、原稿チェック・校正などスムーズに仕事が出来ています。毎回の委員会での話し合いや広報委員会行政視察など、大変勉強になっています。議会だよりが、市民の皆様のためになる情報発信のツールとなるよう、さらに努力してまいります。尚、一般質問の動画が、市議会ホームページでご覧になれます。

(平間)



議会広報委員会

委員長 香月 正則
副委員長 野口 義光

委員 野北 智治
野北 悟
田淵 興
厚 多津子